



## パソコンから警告が!?電子マネーが必要って!!の巻



### 見守りポイント

- ◎パソコンに偽の警告画面を表示して利用者を動揺させ画面に記載した番号に電話をかけさせて、修理やサポートの名目でお金をだまし取る手口です。
- ◎突然パソコン画面に「ウィルスに感染した」「〇秒以内に対応しなければデータを削除する」と表示されたり、警告音が鳴ったりすることもあります。落ち着いて対応することが大切です。
- ◎偽の警告画面には実在する大手企業の名前が使われていることもあります。

### 対処方法

- ◆このような警告画面が出ても、記載されている番号に電話しないようにしましょう。
  - ◆電子マネーに書かれた番号を伝えることは、お金を渡すことと同じです。注意しましょう。
- ※コンビニ等で買った電子マネーは原則として返品・交換・返金できません。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999